

「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」セット講習のご案内

* 小型移動式クレーン運転技能講習のみの受講も可能です。玉掛け技能講習の単独受講はできません。

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第7号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第16号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1. セット講習の日時 受付 午前 7 時 45 分～ 開講 午前 8 時

講習会日時	締切日	講習会日時	締切日
令和7年 4月28日～5月2日	4月14日	令和7年 11月4日～11月8日	10月20日
5月19日～5月23日	5月1日	令和8年 1月19日～1月23日	12月26日
7月14日～7月18日	6月30日	3月2日～3月6日	2月13日
9月8日～9月12日	8月25日		

小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講する日程はセット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。

第1コース・第2コース 受付 午前 7時45分～ 開講 午前 8時

※ 全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合には、受講できませんので早めに会場へお越しください。

2. 技能講習の場所

学科及び (一社)中部労働技能教習センター 長野会場
実技講習 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 TEL(026)278-9255

3. 受講料等及び受講資格

受講料・教材費は消費税込(消費税10%)、カッコ内は消費税額です。

受講資格等	所要日数	講習	学科時間	実技時間	受講料	教材費
小型移動式クレーン運転技能講習と玉掛け技能講習を併せて受講される方	5日	小型移動式クレーン	13時間	7時間	59,400円 (5,400円)	無料
		玉掛け	9時間	6時間		無料
①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 ②床上操作式クレーン運転技能講習修了者 上記①か②のいずれかに該当	5日	小型移動式クレーン	10時間	6時間	57,200円 (5,200円)	無料
		玉掛け	9時間	6時間		無料

小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方

受講料・教材費は消費税込(消費税10%)、カッコ内は消費税額です。

コース別	受講資格等	所要時間	学科時間	実技時間	受講料	教材費
第1コース	①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 ②床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ③玉掛け技能講習修了者 ※上記①～③のいずれかに該当	3日	10時間	6時間	36,300円 (3,300円)	2,200円 (200円)
第2コース	科目免除のない方	3日	13時間	7時間	38,500円 (3,500円)	2,200円 (200円)

※再試験に係る経費(補講料を含む)としての追加費用 30分あたり学科1,100円、実技1,650円

4. 講習科目

小型移動式クレーン運転技能講習

学 科	① 小型移動式クレーンに関する知識	6時間
	② 関係法令	1時間
	③ 原動機及び電気に関する知識	3時間
	④ 運転のために必要な力学に関する知識	3時間
実 技	⑤ 運転のための合図	1時間
	⑥ 小型移動式クレーンの運転	6時間

※ セット講習の免除コース受講者、
小型移動式クレーン単独受講の第1コース
受講者は④⑤免除となり、2日目の午後が免除

玉掛け技能講習

学 科	① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識	1時間
	② クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	③ 関係法令	1時間
実 技	④ クレーン等の玉掛け	6時間

5. 定員

定員 30名 (ただし、定員になり次第締切)

6. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に書き書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

- ① 写真1枚(縦 3cm×横 2.5cm、裏面に名前明記)を申込書に貼付
- ② セット講習(免除コース)を受講される方は、受講資格等①②のいずれかの「修了証」又は「免許証」の写し
- ③ 小型移動式クレーン運転技能講習(第1コース)を受講される方は、受講資格等①～③のいずれかの「修了証」又は「免許証」の写し
- ④ 受講料・教材費(小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は教材費がかかります。)
- ⑤ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
- ⑥ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 電話:0269-22-2255 FAX:0269-23-0729)

申込書は郵送、受講料は振込でも受付けます。(振込先:八十二銀行中野支店 普通預金 381906)

7. 当日の持参品

学科 : 筆記用具 受講票 昼食

実技 : 作業着 安全靴又は運動靴 電卓(玉掛け実技時使用) 軍手 雨具 ヘルメット(ある方は持参して下さい)

印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可) 長めの靴下(ズボンの裾を入れる) 昼食

8. 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上、返送されます。

※ 支給申請には条件等が定められています。

また、年度途中でも制度の改正等がある場合がありますので、詳細をご確認ください。

・助成金についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1 厚生労働省 長野労働局

職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、助成金申請に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。